

# 法令改正「アルコール検知器の常時有効保持義務」に対応!!

ソシアック  
sociAC

特許出願済

## アルコール検知器 テスターキット

2011年5月に施行された法令改正では、運送事業者様にアルコール検知器の使用が義務づけられたと同時に、「アルコール検知器の故障の有無を定期的に確認しなければならない」と定められています。具体的には「電源が確実に入ること」「損傷がないこと」を毎日確認し、少なくとも週1回以上、

- アルコールが無い状態の時は検知しないこと
  - アルコールが含有されている状態の時は検知すること
- を確認しなければならず、これを怠った場合、「アルコール検知器の常時有効保持義務違反」として罰則が科せられます。

運送事業者様から「具体的にはどうすれば良いのか」とのお声を多数お聞きし、その課題にお応えするため開発・誕生したのが、「ソシアック/アルコール検知器テスターキット」です。



アルコールガス

ノンアルコールガス

アルコール「有」「無」  
2種類の専用ガスで確認

**法令改正に  
適確に対応**

検知器をセットし  
プッシュボタンを押すだけ

**簡単・スピー  
ディに確認**

専用アタッチメント&  
可動噴霧ノズル採用

**多様な検知器  
に適応**

テスターキット専用ガス&  
可動噴霧ノズル採用

**より正確な  
確認が可能**

※アルコール検知器の仕様によっては、正確な確認ができない場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。※予告なく内容・仕様を変更することがございます。  
※アルコールガスの残量や噴霧量によってアルコール濃度が変動します。



「ソシアック」  
「ソシアック・エクス」の場合

専用アタッチメントを使用



「ソシアック・プロ」、  
その他ハンディタイプの場合

アタッチメントを外して使用



その他据置型の場合

可動噴霧ノズルを動かし対応

アルコール検知器の故障の有無ってどうやって確認すればいいの？

管理者の呼気で「機器が反応しない＝アルコールゼロ」を確認する場合、その管理者が酒気を帯びていないことを証明しなくていいの？

複数の検知器があり、アルコールを口に含んで確認する場合なら「次の機器のゼロ」を確認するのに一回一回うがいが必要？

こんな疑問やお困りの声を解消するため  
**機器を使った  
適確・確実・  
簡単確認を!!**

お問い合わせは **CENTRAL** 中央自動車工業株式会社 商品開発部  
大阪市北区中之島4丁目2-30  
tel.06-6443-5846 fax.06-6445-8573  
ソシアック専用ホームページ <http://www.sociac.jp>